

### 5.3.3 被災者住宅応急修理

#### (1) 住宅応急修理制度の適用条件

災害救助法に基づき、「平成19年新潟県中越沖地震被災者住宅応急修理制度」が創設された。

応急修理の基本的考え方としては、①地震の被害と直接関係ある修理のみが対象であり、②内装に関するものは、原則として対象外、③修理の方法は、代替措置であれば、例えば柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設することなど代替措置も可能、④家電製品は対象外とされている。

制度の対象となる世帯は、次のすべての要件を満たす者（世帯）とされている。

- ①半壊の被害を受けたこと
- ②応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ③応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しないこと

新潟県は、住宅応急修理制度を設置し、「住宅応急修理制度」利用者に上乘せ支給（救助法・県制度併せての支援範囲額50万円～150万円）することとした。

災害救助法に基づくもの		500千円以内
県制度に基づくもの	大規模半壊	1,000千円以内
	半壊	500千円以内

災害救助法に基づく「住宅応急修理制度」には、所得要件があるが、県の「住宅応急修理制度」には、所得の要件はない。

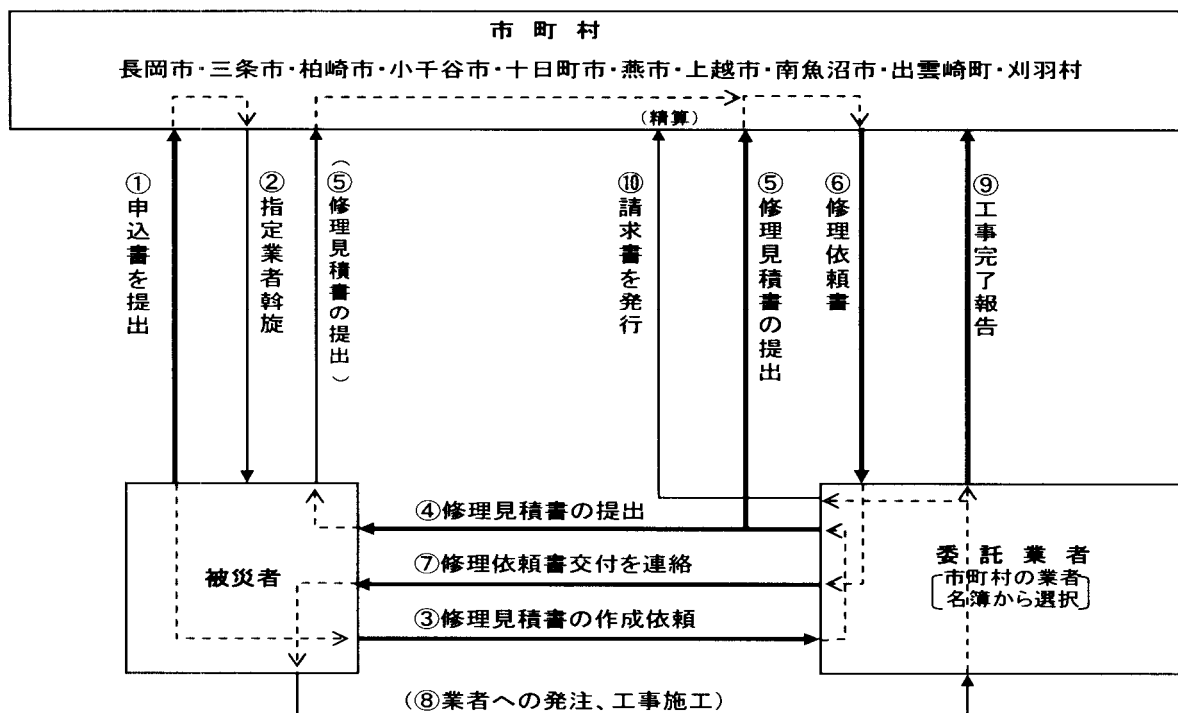
住宅応急修理制度は、利用者が市町村担当窓口を通して申請し、住宅応急修理は市町村指定業者が行い、市町村から業者へ、直接修理代金が支払われる仕組みになっている。応急修理は、被災者の住居を修理することにより、被災者が避難所等へ避難を要しなくなると見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行うものであり、修理の対象範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所から実施することになる。なお、国制度（災害救助法に基づくもの）に加え、準ずるものを県制度の対象として実施するため、国の制度で対象外でも、県の制度では対象となる場合もある。

#### (2) 応急修理制度への申請状況及び課題

応急修理制度への申請手続きは、当初1か月以内とされていたが、平成20年3月末まで延長され、新潟県下で2,862件の申請がなされた。

応急修理は、1か月以内に修理を完了させることとなっているが、新潟県中越地震時には1か月毎に期間を延長していたところ、被災者の間で大きな混乱があった。このため、新潟県中越沖地震では、当初から5か月後までとして平成19年12月31日を目途としていた。しかし、柏崎市、刈羽村、長岡市、出雲崎町については、平成20年3月31日まで延長し、最終とした。

このように応急修理期間が長くなる背景としては、ひとつは被災者が住宅再建を即決できないという事情があり、離れて暮らしている家族等との相談の結果、同居を選択して取り壊しを決意するなどの事例もあり、応急修理のキャンセルが発生している。2点目は、工事等が集中し、大工・工務店が不足しているうえ、市町村が登録する業者の範囲を県内外から広くとって、利用者は見知った業者を指名し、その結果、地元業者に工事が集中し、工事の進捗が遅れることである。一方では、業者にとっても、補修業務に追われ、新築物件の施工受注がとれないなどの問題が出ている。



- ※1 ⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※2 ⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- ※3 市町村の判断により、「②指定業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、「⑤被災者又は指定業者が修理見積書を市町村窓口にて提出」とすることもできる。

(出典) 新潟県資料

図 5.3.2 応急修理制度の手続きの流れ

#### 5.4 義援金の受付及び配分

平成19年7月17日に、新潟県、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会により、「新潟県中越沖地震義援金」の募集が開始された。

平成19年9月に、新潟県中越沖地震義援金配分委員会において、第1次の配分計画が決定された。第1次配分においては、住宅再建に向けた動機付けとなるよう、次のような方針で配分された。

- ・人的被害については、新潟県中越地震と同額を配分。
- ・住家被害の大きい全壊、大規模半壊、半壊の世帯を対象に重点的に配分。
- ・新潟県中越地震、今回の中越沖地震で2重に住宅被害を受けた方について、新潟県中越地震の半壊以上の持家世帯に対し、中越沖地震の被災区分による配分単価の1/2を加算して配分。
- ・借家で、30歳未満の単身者世帯について、配分額を持家世帯の1/2とする。

第1次配分における義援金受入額と配分総額は、以下のようだった。

- ・義援金受入額約42億円
- ・第1次配分想定額約30億円
- ・第1次配分想定残額約12億円

第1次配分では、以下の金額が配分されている。

(単位：千円)

人的被害	配分額	住宅被害	配分単価	2重被害	配分単価
死者	200	全壊	1,500	全壊	750
重傷者	100	大規模全壊	750	大規模全壊	375
		半壊	375	半壊	187.5

義援金は、当初、平成20年1月16日までとされていたが、募集期間は延長されている。また、近く、第2次配分がなされる予定である。

## 第6章 災害時要援護者対策

### 6.1 地域における災害時要援護者対応

#### 6.1.1 柏崎市自主防災組織の対応

柏崎市においては、地震発生時にはすでに要援護者名簿を作成していたが、庁内での情報の共有化や、地域住民への提供は行っていなかった。民生委員が要援護者の名簿を持っていたが、地震で被災したり、精神的にショックを受け、動けなくなった人も中にはいた。

そのような中で、過去の被災等を教訓に、地域住民が自主防災組織を結成し、独自に地域の中の見守り体制を作り、地震発生直後に住民同士で安否確認をしたり、食料の自給体制、要援護者支援を行った地域があった。例えば、柏崎市北条（きたじょう）地区は、平成16年新潟県中越地震時に被災し、地域住民の発案で、手挙げ方式で要援護者名簿を作成し、地震発生後、誰が誰の安否を確認するかといった内容が入った対応マニュアルを作成し、安否確認等の訓練を行っていた。地震が発生した後は、この対応マニュアルに従って、自主防災組織の災害対策本部を立ち上げ、安否確認後の情報の集約、炊き出し、要援護者宅への食料の配布などを行っていた。

また、比角（ひすみ）地区でも同様に、炊き出しや放水等の訓練を地震発生前に行っていたことが、地震発生時にも的確に安否確認や被害情報の収集等の対応ができたという。約3,000戸の全員の安否を確認し、避難していたか等を住民同士で行っていたことから、その後に保健所等のローラー作戦による安否確認がなされていることに対し、必要性がないのではないかとの声が上がったほどだった。

このように、集落内の住民同士による要援護者の支援体制ができていれば、最も緊急な時に素早く、安否確認が可能となること、訓練まで行っていた自主防災組織の実効性が証明されたと言うことであるが、柏崎市では自主防災組織の結成率が地震前には4割弱と全国平均を下回っていた。新潟県中越沖地震が発生した後に、このような活動例を参考に自主防災組織の結成が進んできているという。

#### 6.1.2 刈羽村における要援護者対応

刈羽村においては、65歳以上の高齢者と1・2級の障害者を要援護者として、総務課が中心となって名簿を作成し、名簿への掲載許可を確認中だった。また、刈羽村では災害で何度か被災しており、何かあると、要援護者宅へ電話で安否を確認していた。新潟県中越沖地震においても、7月16日の発災直後から電話で安否確認を行い、介護が必要な人30～40名ほどを、軽度の方は福祉センターへ、重度の方はデイサービスセンター「きらら」へ振り分けるなどを行っている。

### 6.2 新潟県における災害時要援護者支援の展開

新潟県においては、平成16年新潟県中越地震の教訓を踏まえ、新潟県中越沖地震発生後に、様々な要援護者対策を行った。本6.2節は、すでに報告されている新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」（平成20年1月）を中心にとりまとめる。図6.2.1に要援護者対策の実施状況（実施内容及び時系列対応）の一覧を、新潟県中越地震との比較の下に示す。



(1) 現地保健福祉本部の立ち上げ及び運営

発災6日後の7月21日、新潟県は柏崎保健所に現地保健福祉本部を設置した。主な役割は、①健康福祉ニーズ調査の実施、②福祉専門職ボランティアの活動支援、③高齢者総合相談窓口の開設、④柏崎市の保健福祉関係課との連絡調整であり、8月10日までの21日間稼働した。

現地保健福祉本部では、交代で毎日7～10名が勤務しており、県福祉保健部職員、柏崎地域振興局健康福祉部職員、新潟市職員、新潟県社会福祉士会、新潟県介護福祉士会で構成されていた。

現地保健福祉本部の課題としては、避難所や医療救護本部はすでに開設されていたことから、これらと有機的な連携を保つこと、現地保健福祉本部の対応をより効果的にするには、さらに早期に設置する必要があると考えられる。

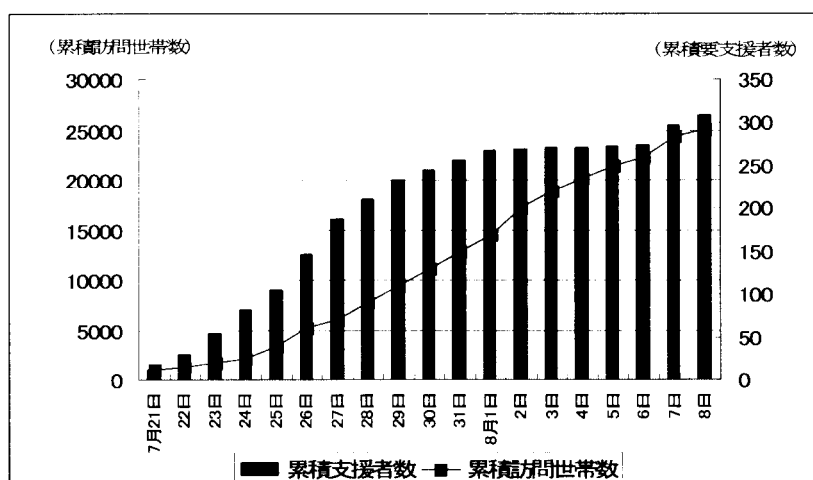
(2) 健康福祉ニーズ調査

柏崎市被災地区の全世帯（32,668世帯）に対し、在宅者の健康福祉ニーズを把握するため、7月21日（発災後6日目）から8月8日までの19日間に、柏崎市内被災地区のうち被害の多かった15地区を対象として、保健師等による家庭訪問調査を実施した。健康福祉ニーズ調査は、柏崎市全世帯のうち74.8%に当たる15地区24,472世帯を対象に実施された。

○対象地区	柏崎市内で被害の多かった15地区(中央、西山、比角、松波、荒浜、高浜、西中通、中通、田尻、北鯖石、鯨波、米山、半田、大洲(番神)、枇杷島)
○調査員	県内外保健師、社会福祉士、介護福祉士、看護系大学教員等(原則として調査員2人を1チーム)720チーム、1,496人。
○調査方法等	既往歴、現病治療状況、自覚症状等についてあらかじめ定めた調査項目に基づき、本人及び家族の状況を1人ずつ聞き、支援が必要な者については相談票に記して、必要なサービスに繋いだ。

この結果、柏崎市内で訪問したのべ26,472世帯のうち、個々に対応・支援が必要な要支援者<sup>(注)</sup>293名が抽出された。訪問調査は被害の大きい地区から順次実施され、要支援者数は被害の大きい地区に多く見られた。

(注) 一般的に、災害弱者、災害時要援護者等の用語が使われているが、本節では、災害発生後に援護や支援を要する人として、新潟県が使用している「要支援者」をそのまま使うこととする。

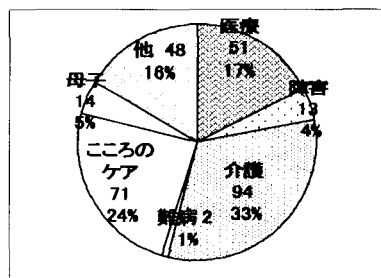


(出典：新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成20年1月)

図 6.2.2 抽出された要支援者数

調査の結果、柏崎市内の要支援者に必要とされていた支援の内容は、以下のようであった。

- [医療] 医療中断、持病悪化等
- [障害] 施設退所後在宅不安等
- [介護] サービス利用制限あり、ケアマネと連絡取れない等
- [難病] デイ利用も介護が大変等
- [こころのケア] やる気がしない、眠れない、  
気分が落ち込んでいる等
- [母子] 赤ちゃん返り、子どもが怖がる等
- [その他] 入浴できない、片づかない等



(出典:新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成20年1月)

図 6.2.3 柏崎市における福祉ニーズ調査の結果

また、刈羽村、出雲崎町についても同様に7月から8月にかけて健康福祉ニーズ調査が行われ、表 6.2.3 に示すような調査結果であった。

表 6.2.3 刈羽村、出雲崎町における健康福祉ニーズ調査

刈羽村健康福祉ニーズ調査		出雲崎町健康福祉ニーズ調査	
【実施期間】 7月22日～8月5日		【実施期間】 7月19日～7月21日	
【調査世帯・調査済人数】 1,506世帯中1,350世帯、4,428人を調査。		【調査世帯・調査済人数】 1,641世帯中1,180世帯を調査	
継続支援必要者数 137人 (要支援者率 3.1%)		継続支援必要者数 260人	
必要な支援の内容		必要な支援の内容	
・こころのケア	47	・こころのケア	79
・生活習慣病	26	・医療(要医療)	47
・介護予防	30	・介護	77
・寝たきり	3	・精神	21
・難病	2	・食生活	1
・身障	6	・育児	0
・精神	12	・その他	30
・疲労その他	11		

なお、中越地震時においては、10日から1か月経過してから、小千谷市、川口町、山古志村、堀之内町で全戸調査が行われたが、その他の市町村では被害が大きかった地域に限った調査や、調査自体が行われなかったところもあったのに対し、中越沖地震では発災直後から県内及び県外からの派遣保健師に協力依頼し、柏崎市、刈羽村、出雲崎町で全戸調査が行われた。

課題として、健康福祉ニーズ調査実施の必要性を検討し、実施するならば、実施体制を早期に整えることが大きな課題である。保健医療部門だけでなく、障害福祉部門や介護部門とも連携した支援が確実にされるようにする必要があり、ニーズ調査の後のフォローは、被災地の既存サービスによって継続支援を確実に実施できることが重要である。

### (3) 生活支援相談員の設置

仮設住宅入居者など被災地域の要援護者等を対象として、被災者の福祉ニーズを把握し、必要な福祉サービスを調整、提供するため、新潟県社会福祉協議会によって生活支援相談員が設置された。設置は平成19年9月1日から、概ね5年間を予定している。表 6.2.4 に、平成20年1月現在の相談員配置数を示したが、今後、柏崎市に3人を増員する予定である。

生活支援相談員の主な活動は、①被災者の自宅及び仮設住宅への訪問による相談、情報提供、②ボランティアのコーディネート、③集会所を活用した仮設住宅の住民支援(引きこもり防止、介護予防、福祉・医療等の相談会の開催等)、④被災者の支援ネットワークづくりである。

具体的には、平成 19 年 10 月末現在で、仮設住宅入居世帯を訪問し、要援護世帯 650 世帯 877 人を把握した。また、ボランティアコーディネートとして約 1,300 人のボランティアの受入、集会所でのイベントやお茶会の実施(イベントはのべ 100 回、お茶会は適宜開催)、支援物資の配布、仮設住宅内の情報誌の作成、行政等の関係機関との情報交換等を行った。

表 6.2.4 生活支援相談員の配置数

配置先	配置数
新潟県社会福祉協議会	1人(総括生活支援相談員)
柏崎市社会福祉協議会	17人
刈羽村社会福祉協議会	4人
出雲崎町社会福祉協議会	1人
計	23人

これらの活動のうち、訪問活動等による要援護者の状況把握により、今後の定期的な訪問による安否確認や必要な支援の提供体制が整った。また、ボランティア等との連携によるイベントの開催により、入居者の引きこもり防止や交流の場の設営ができた。さらに、関係機関との連携により、被災者の行政への要望や苦情に迅速に対応する体制ができた。

課題として、個別訪問による安否の確認のほか、引きこもり防止のための効果的なイベント等の開催を継続していく必要があることや、入浴設備の効果的な活用など、集会所の機能を生かした支援を行う必要があるとされている。

#### (4) 福祉介護専門職の派遣

緊急入所を実施する施設及び福祉避難所運営等において必要な福祉介護職員を確保するため、関係団体に対して派遣調整を依頼した。福祉介護専門職の役割は、①施設の緊急受入の応援、②福祉避難所の運営、③避難所の要援護者支援、④健康福祉ニーズ調査、⑤高齢者総合相談、⑥現地健康福祉本部の運営である。

表 6.2.5 福祉介護専門職の派遣状況

各団体の派遣実績数	施設緊急受入応援	福祉避難所の運営	避難所の要援護者支援	健康福祉ニーズ調査	高齢者総合相談&現地健康福祉本部	計
老人福祉施設協議会	柏崎市 6 カ所、出雲崎町 1 カ所へ 7/19～8/31 までのべ 659 人派遣	柏崎市 3 カ所、刈羽村 1 カ所へ 7/19～8/31 までのべ 898 人派遣、県外からの応援あり				1,557 人
介護老人保健施設協会	柏崎市 1 カ所へ 7/23～7/31 までのべ 58 人派遣	柏崎市 1 カ所へ 7/23～8/31 までのべ 283 人派遣				341 人
社会福祉士会				8 人 県外からの応援あり	・ 7/28～8/31 ・ 7/21～8/10 168 人	176 人
介護福祉士会			7/21～8/22 までのべ 156 人派遣、県外からの応援あり	のべ 33 人 県外からの応援あり		189 人
ホームヘルパー協議会		7/22～8/5 までのべ 52 人派遣 県外からの応援あり				52 人
計	717 人	1,233 人	156 人	41 人	168 人	2,315 人

中越地震時には、緊急入所の応援のために福祉介護専門職の派遣が行われたが、避難所の要援護者支援を介護専門職で組織的に実施することはなかった。中越沖地震では、避難所における支援を要する者への対応や福祉避難所の運営、在宅訪問によるニーズの把握を行うため、福祉介護



専門職の必要性を認識し、現地本部を設置していち早く関係団体に依頼して派遣が要請された。その結果、県老人福祉施設協議会、県介護老人保健施設協会、県社会福祉士会、県介護福祉士会及び県ホームヘルパー協議会の5団体の協力により県内外からのべ2,300人以上の福祉介護専門職が派遣されている。また、緊急入所、福祉避難所の運営、避難所の要援護者支援のほか、介護福祉士会、社会福祉士会には健康福祉ニーズ調査を、社会福祉士会には現地健康福祉部と高齢者総合相談への従事を依頼し、実施している。

課題として、関係団体との災害時の対応について、協定等を締結しておく必要があり、特に、災害規模が大きくなれば、全国規模で応援できる体制づくりが必要である。また、避難所では介護専門職の下に一般の介護ボランティアが組織化されれば、さらに避難所の運営が円滑にできる。

#### (5) 高齢者施設の緊急入所

在宅の要介護高齢者で、被災により居宅介護サービスを受けることができなくなった方が、特養等高齢者施設で緊急受入が実施され、安心して生活できる環境が提供された。高齢者施設においては、災害やむを得ない場合は定員超過が認められており、ハードや人員配置等から日常のサービス提供に支障が生じない範囲での受入れが実施された。緊急施設の入居に際しては、職員派遣協力により受入が可能であったという。対応の経過及び利用者数等を以下に示す。

7月16日	・災害やむを得ない場合として高齢者施設で定員を超過した受入が可能である旨、県地域機関を通じ市町村及び施設へ周知。
7月17日	・日常のサービス提供に支障が生じない範囲で定員を超過して受け入れた場合、所定単位の減算がないこと等について各施設へ文書で周知。
7月18日	・県内各施設に対し「緊急受入協力可能数」を調査し、被災地市町村、被災地市町村施設、居宅介護支援事業所等へ情報提供。 ・高齢者施設団体に対し、緊急入所施設等への職員派遣調整を依頼。

表 6.2.6 利用者数の推移 (ピーク時7月20日)

	7/16	7/20	7/25	7/31	8/5	8/15	8/31	9/6	9/19	9/30
緊急入所数	231	368	333	268	215	151	117	100	94	81
内訳	柏崎市	153	250	235	171	129	88	67	52	49
	長岡市	53	65	62	57	50	41	35	30	23
	出雲崎町	7	18	16	22	18	9	7	6	3
	その他	18	35	20	18	18	13	8	6	6

表 6.2.7 受入状況 (ピーク時7月20日)

	特養	短期入居施設	老健	養護	合計
柏崎市	7施設 193人	1施設 24人	3施設 31人	1施設 2人	12施設 250人
長岡市	6施設 28人	1施設 15人	4施設 22人	—	11施設 65人
出雲崎町	1施設 18人	—	—	—	1施設 18人
上越市	4施設 13人	5施設 13人	1施設 1人	—	10施設 27人
その他	3施設 8人	—	—	—	3施設 8人
合計	21施設 260人	7施設 52人	8施設 54人	1施設 2人	37施設 368人

表 6.2.8 職員の派遣状況

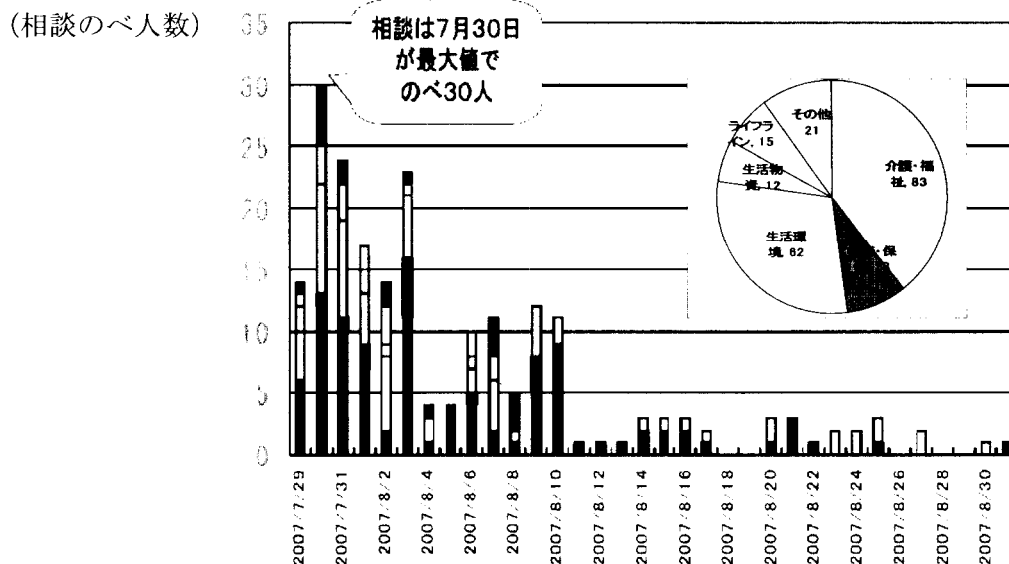
派遣機関	期間	派遣人数
新潟県老人福祉施設協議会	7/19～8/31	のべ659人
新潟県介護老人保健施設協会	7/23～7/31	のべ58人
合計		のべ717人

## (6) 高齢者総合相談事業

中越沖地震で被災した高齢者（主に単身高齢者及び高齢者のみ世帯）が、生活を再建していく過程で生じるあらゆる相談を受け、対応可能な部署の紹介や連絡を行うことで、心身の安定に寄与するため、高齢者総合相談窓口が平成19年7月28日から8月31日まで、初めて設置された。

相談窓口は、県社会福祉士会の協力を得て7月28日に現地保健福祉本部と柏崎市元気館の2か所に開設された。また、現地保健福祉本部においては8月10日まで実施し、8月11日からは元気館に統合して窓口1か所で高齢者総合相談が行われた。なお、それ以前の7月20日から7月27日までは、柏崎市が県社会福祉士会の協力を得て、元気館で在宅高齢者を対象とした福祉相談を実施していた。

相談ののべ件数は211件、相談実人数は182人であった。相談内容は、「介護・福祉」に関するものが83件と最も多く、次いで「生活環境」62件、「健康・保健」18件と続いた。相談のピークは、7月30日の30件であり、8月10日までの13日間の相談件数は全体の72%に当たる151件と多かった。相談窓口開設の間、県社会福祉士会よりのべ150人の会員派遣が行われた。



(出典)新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成20年1月

図 6.2.4 高齢者総合相談件数の推移

課題として、被災者に対する総合相談は、本来、市町村が行うべきものであるが、災害時には緊急の対応が求められることから、複数設置された県が設置する相談窓口と市町村が設置する相談窓口等との連携やすみわけ、引き継ぎを十分図る必要がある。また、行政職ではなく、社会福祉士等の専門職が担当することで成果があげられる。相談スタッフの確保が必要であり、災害規模が大きくなると社会福祉士会のボランティア活動のみでは不十分な場合も考えられる。

## (7) 妊産婦・乳幼児支援

平成19年7月16日から9月30日まで、被災により制限された環境のなかで生活をする妊産婦や乳幼児に対し、生活に必要な物資の支援や相談活動、健康の維持など、必要な支援が実施された。中越地震では、粉ミルクや離乳食の手配・配送に約1週間かかり、子どものこころのケアについて、乳幼児健診との連携対応がなかった。それに対し、中越沖地震時は粉ミルクや離乳食の手配・配送を地震の翌日から実施し、子どものアレルギー対策について、新たにNPO法人と連

携して対応がなされた。また、子どものこころのケアについて、児童家庭課・障害福祉課・関係地域機関と連携して、市町村の意向を踏まえて対応がなされた。支援内容は以下のとおりである。

- ①粉ミルクや離乳食の配送:地震発生翌日から、粉ミルクや離乳食の避難所への配送を業者に依頼した。その後、在庫状況を市町村に確認しながら追加手配をした。結果的に、粉ミルク(約 1,500 回分)や離乳食(約 1,500 食分)を避難所に配送した。また、アレルギー対策を含む食事・栄養相談窓口を記載したチラシを各避難所に配布した。
- ②安否・健康状況の確認:地震当日から、ハイリスク世帯を中心に安否確認をしたほか、避難所巡回しながら健康状況の確認・相談支援を行った。また、保健師等の世帯訪問や保育所等からの情報提供により把握した要支援者に対し、関係機関と連携しながら必要な支援を行った。具体的には、個別相談を 10 月 31 日まで 449 人に対して実施(個別相談対応者は 34 人)し、保育士や保健師を対象にした研修会の開催や保護者に対する講演会の実施を行った。
- ③乳幼児健診における相談支援:乳幼児健診(1歳半/3歳)時に小児科専門医による個別相談を実施したほか、保育士や保健師を対象にした研修会の開催や保護者向け講演会を実施し、育児不安を持つ保護者やこころのケアが必要な幼児に対する支援を行った。
- ④子供のアレルギー対策:アレルギー対策の相談窓口を避難所、保育所、小児科医療機関に情報提供したほか、NPO法人と連携して支援品を調達する態勢を整えた。

課題として、乳幼児健診においてこころのケアが必要な子どもを早期に発見し対応できるように、あらかじめチェックシートを作成しておく必要がある。また、乳児は自衛隊設営の風呂では対応が困難なため、別に沐浴サービスができるように手配が必要である。さらに、アレルギーのある子供に早期に対応するため、あらかじめ物資手配元などを確保しておく必要があるとされている。

#### (8) 難病患者の支援

被災地域における難病患者の被害状況の把握及び支援実施の必要性等の検討を行うため、安否確認調査が実施された。中越地震時には、安否確認の開始が発災日～3日を必要としたが、中越沖地震では、各保健所で災害時に支援が必要な難病患者(災害弱者)をリストアップしていたため、スムーズな支援が図られた。

安否確認調査は4回行われており、それぞれの内容は以下のとおりである。

第1回調査 平成 19 年7月 16 日	被害が想定された柏崎、上越、三条、長岡、魚沼、南魚沼、十日町、糸魚川保健所に対応状況を確認。柏崎、上越、三条、長岡、魚沼、南魚沼、十日町、糸魚川保健所で要援護者弱者としてリストアップしている 129 人中 123 人被害なしと確認されたが、三条 1 人と南魚沼 5 人は確認が取れなかった。
第2回調査 平成 19 年7月 18 日	第 1 回調査で確認の取れなかった人の無事を確認(三条、南魚沼保健所管内)した。柏崎保健所で災害弱者としてリストアップしている人のその後の状況を聞き取り、入院等の安全な環境下にいることを確認した。
第3回調査 平成 19 年7月 19 日～	柏崎保健所管内の全難病患者、長岡、上越保健所管内の避難所設置地区内の難病患者の無事を確認した。
第4回調査 平成 19 年8月2日～	対象者:柏崎保健所管内の在宅療養中の特定疾患重症認定患者 ・柏崎保健所管内の在宅療養中の特定疾患重症認定患者について、その後の状況を確認した。在宅療養状況を確認した結果、新たなサービス導入が必要な者はいなかった。

課題として、災害発生後、どのような段階でどのような状況確認をするのかを明確にする必要がある。また、災害時における市町村の要援護者対策と県の難病患者対策の一体的な実施について検討する必要があるとされている。

(9) こころのケア対策

こころのケア対策は、①被災によって障害された既存の精神医療システムの機能を支援する、②被災のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対応する、③被災者のケアを行う職員、スタッフの精神的問題も念頭に置くことから実施された。

対象者は、①避難所をはじめ地域で被災によって急性の精神障害、精神状態の悪化をきたした患者、②被災のストレスによってこころや身体の不調をきたした住民であった。こころのケアホットラインは7月16日から、こころのケアチーム派遣は7月18日から8月31日まで、復旧・復興期のこころのケア対策は、9月1日から実施された。

中越地震時は被災市町村の要請に基づき、県内外のこころのケアチーム39団体が被災地に派遣され、一日最大23団体が活動した。また、こころのケアホットラインは発災翌日から開設し、11月中旬をピークに減少している。こころのケアホットラインは、発災当日から開設し、翌17日をピークに減少している。また、他県へのケアチームの派遣要請は行わず、児童精神科医を定期的に配置し、7月24日からは児童相談所職員を加えた班編成を行い、子どものこころのケアに対する対応強化が図られた。さらに、チームコーディネーター（保健所精神保健福祉相談員）が2名配置されて連絡調整機能が強化され、ケアチームの活動拠点と障害者相談支援の活動拠点が統一された。各事業の具体的な実施状況は以下のとおりである。

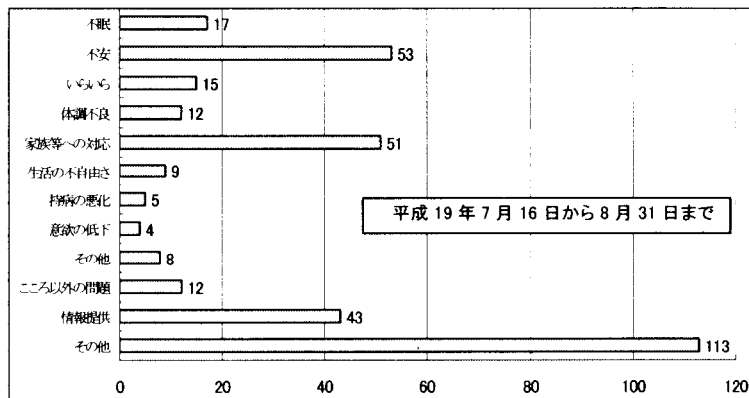
①こころのケアホットラインの設置と普及啓発

発災当日、精神保健福祉センターに、相談専用電話（こころのケアホットライン）が設置され、被災住民のこころのケア相談を開始。また、不安を生じている子どもに関する保護者等への相談にも対応した。翌17日、避難所に、災害時こころのケアやこころのケアホットライン周知の普及啓発用のチラシ5種類各1,000部を配布。また、10日目にはこころと身体の健康に関する大型ポスターを掲示し啓発が行われた。

ホットラインは、8月31日までの47日間で342件の相談があった。相談のピークは発災翌日の7月17日で34人であった。

中越沖地震こころのケアホットラインで対応した主訴のうち、不安53件中、22件が余震に対する不安や恐怖であった。

また、家族等への対応51件中、40件が子どもへの対応に関する相談であった。



(出典)新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成20年1月

図 6.2.5 中越沖地震こころのケアホットライン対応件数(主訴別内訳)

中越沖地震では、こころのケアホットラインは、発災翌日にピークの34件の相談があり、7月16日から8月31日までの相談件数342件に対し、新潟県中越地震の同時期では828件あり、中越地震時の41%に止まっている。